

尾張旭市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾張旭市都市計画審議会条例（昭和44年尾張旭市条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、尾張旭市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次の審議会において、会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の5日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第5条 審議会の議長は、会長をもってあてる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が議長の職務を代理する。

(委員)

第6条 条例第4条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 関係行政機関又は県の職員

(2) 市の住民

(委員の代理)

第7条 前条第1号に掲げる者のうちから任命された委員に、事故あるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) その他審議会が非公開とする旨を議決した場合

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（議案の説明者）

第9条 議長は、議案に関係ある市の職員又は市が必要と認めた者を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

（議事録）

第10条 審議会ของ会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

（雑則）

第11条 この規程に定めのない事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月30日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日訓令第6号）

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。